

# 若築建設株式会社定款

(令和3年6月25日改正)

## 第1章 総 則

- (商 号) 第 1 条 当社は、若築建設株式会社と称し、英文ではWAKACHIKU CONSTRUCTION CO., LTD. と表示する。
- (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 土木、建築工事の調査、企画、設計、監理、施工およびその請負
  2. 浚渫、埋立、土地造成および港湾構造物の調査、企画、設計、監理、施工およびその請負
  3. 地域、都市社会開発事業の調査、企画、設計、施工およびその請負
  4. 環境整備・保全、緑化造園および公害防止工事の調査、企画、設計、施工およびその請負
  5. 海洋開発事業の調査、企画、設計、施工およびその請負
  6. 建設コンサルタント業および測量、地質調査
  7. 砂利、砂、土石の採取および販売
  8. 建設工事用機械器具、車両運搬具および船舶の賃貸借ならびに販売
  9. 海上運送事業、内航海運業、港湾運送事業、倉庫業および貨物運送取扱事業
  10. 不動産の賃貸借、売買、仲介、管理および鑑定
  11. 住宅の設計、監理、施工および販売
  12. ホテルおよび厚生、医療、スポーツレジャー等の各施設の保有および経営
  13. コンピューター利用のソフトウェア、工業所有権およびノウハウの取得、開発、実施許諾および販売
  14. 労働者派遣事業
  15. 有価証券の所有および投資
  16. 発電、電気および熱等エネルギーの供給に関する事業ならびにこれに関する施設の管理、運営および賃貸
  17. 前各号に附帯関連する一切の事業
- (本店所在地) 第 3 条 当社は、本店を北九州市若松区に置く。
- (機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- (公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

- (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。
- (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。
- (株式取扱規程) 第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
- (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (単元未満株式の買増請求) 第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。
- (単元未満株主の権利) 第 11 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
  2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
  3. 単元未満株式買増請求をする権利

## 第3章 株 主 総 会

- (基 準 日) 第 12 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- (招集の時期) 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。
- (招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。
- (決議要件) 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (参考書類等のインターネット開示) 第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
- (議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

- (員数)  
第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。
- (選任)  
第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- (任期)  
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- (代表取締役および役付取締役)  
第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。  
2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- (取締役会の招集権者および議長)  
第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。  
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- (取締役会の招集通知)  
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
- (取締役会の決議方法)  
第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。  
2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることで、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- (取締役の損害賠償責任の一部免除)  
第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
- (相談役)  
第26条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

## 第5章 監査役および監査役会

- (員数)  
第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。
- (選任)  
第28条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (任期)  
第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。
- (常勤監査役)  
第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。
- (監査役会の招集通知)  
第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。
- (監査役会の決議方法)  
第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。
- (監査役の損害賠償責任の一部免除)  
第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

## 第6章 計 算

- (事業年度)  
第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (剰余金の配当等の決定機関)  
第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
- (剰余金の配当の基準日)  
第36条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
- (自己株式の取得)  
第37条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
- (配当金の除斥期間)  
第38条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。  
2. 未払の株主配当金には利息をつけない。

以 上